

西宮市総合計画審議会

第3部会（第7回）

日時：平成20年10月30日（木）

場所：西宮市役所本庁舎813会議室

時間：15：35～17：50

都倉部会長 ただいまから西宮市総合計画審議会を開催いたします。

審議に先立ちまして、本日の出席者状況ですが、10人中6人で、半数以上の出席ということです。

田村総合計画担当グループ長 あと、黒田先生がちょっとおくれて見えられるという予定です。

都倉部会長 はい。報告のとおり、6人と、あと1人ちょっとおくれられるということで、過半数に達しております。

それでは、審議に入りたいと思います。

本日の審議項目ですが、前回審議しました修正案について、各部会での意見を踏まえて、市の再修正案が提出されています。それについてご審議をいただくわけですが、第3部会としての最終的なまとめといたしますので、よろしくご審議願います。

まず、本日本配布されている資料について、事務局から説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 お手元に資料を何点か置かせていただいております。前回、各論についての修正案をご説明して、基本構想、総論についての修正案につきましてもご意見をいただいております。共通項目は、他の部会からもご意見をいただいております、それらを踏まえての再修正案を説明いたします。

まず、各論につきまして、前回修正案のご説明をした上でいただきましたご意見と市の考え方について説明します。こちらの方、A4の1枚もの、横長で見ていただく

分で、「各論修正案における意見と市の考え方」があります。そちらをお願いします。こちらで各論に関する修正案をご説明した際、計画推進編 2、組織の活性化と職員の育成につきまして3点、ご意見をいただいております。

まず、一つ目が、修正した後でも、まちづくり指標がわかりにくい。研修の理解度は、理解したからどうなるかが読み取れない。どこかの時点で窓口に対する満足度などを図る必要があるというご意見が一つ。そして、今は大学でも詳細な授業評価を行い、学生の満足度を計っているため、市民満足度調査の中に入れてはどうかというご意見をいただいております。こちらは、研修の理解度を深め、人材の育成を進めるためにこの指標を設定しておりますが、この施策を推進していく中で、ご意見としていただいた調査の実施も検討していきたいと考えております。

また、指標の説明はここだけに限らず、わかりにくいのではないかというご意見をいただいております。指標につきましては、指標の考え方にこの計画期間中、何を重点的に進めていこうとしているのか記述しておりますので、ご理解いただきたいと考えております。各論の修正案に対していただきましたご意見は以上です。

それでは続きまして、基本構想、基本計画総論の共通項目についていただきましたご意見をご説明いたします。

A3資料の折り込んだもの、一番上に「共通審議項目の修正案に対する意見と市の考え方」と書いております資料です。それとあわせて、基本構想と基本計画総論原案の再修正案を資料としてつけております。まず、基本構想の再修正案をお願いします。

表紙をめくっていただきました裏側に目次があります。この構成に関しての意見を1点いただいております。「この基本構想の構成は、読み進めて理解していく順番に則していないと思われる。計画の構成を、前文 計画とは何か どう活用されるかどのような背景を基に作られたのかに改めるべきである。」というご意見をいただいております。これにつきましては、修正案でお示しした内容について、見出しは異なっておりますが、ご意見をいただいている構成の並びで記述していると考えておりま

す。また、見出しにつきましても、変える必要はないと考えております。

それでは、再修正案の1ページになります。第1、「基本計画策定の趣旨」のところでは、いただきましたご意見は、趣旨のところに「市民に分かりやすい計画とするため、地方自治法の規定による計画であることを記述する。」といったご意見をいただいております。これにつきましては、総合計画が地方自治法の規定による計画であるということは、資料や概要版の中で表記していきたい。その方が適切であると考えておりますので、この部分に入れることは考えておりません。

それでは、再修正案の2ページになります。第2、「総合計画の役割と目標年次」のところに総合計画の期間を表で掲載しております。この表の中に、市民にわかりやすい計画とするため、総合計画の期間の表にマニフェストの期間を入れてはどうかというご意見をいただいております。それにつきましては、総合計画の期間とマニフェスト期間の整合性を図ることは考えておりませんので、表にマニフェストの期間を入れる必要はないと考えております。ただ、前回修正案でお示したように、市長マニフェストは、上の目標年次の記述のところ、実施計画の中に「マニフェスト等を踏まえて」という記述を入れてあります。

それでは続きまして、次の3ページになります。「前総合計画によるまちづくり」につきまして、四つご意見をいただいております。

まず、前総合計画によるまちづくりで、人口と財政の見込みが想定を上回ったことについて、その結果も含め、もっと丁寧に記述するべきではないかというご意見です。これは、前回修正案でもお示したように、基本計画の見直し、3次にわたる行財政改善の実施、住宅開発の抑制指導等の記述をしておりますので、今の記述が適切であると考えております。

続きまして、記述内容で、「想定した見込みを上回る」ではなく、もともと「過大に」歳入を見込んだためではないのか。平成10年の予算が、既に大幅に見込み違いになっていたにもかかわらず、当初の「計量経済学的手法」に固執したことが原因なの

ではないかというご意見ですが、計量経済学的手法は、長期的予測に最も適した手法であると考えております。したがって、これで過大に見込んだということには当たらないと考えております。

そして、三つ目のご意見です。「コミュニティ意識の醸成」という言葉が唐突に出てくるが、総括に「コミュニティ意識」の問題は出てこない。「前総合計画」で、コミュニティ意識の希薄化が進んだ、という総括がなければ出てこないのではないかとご意見ですが、コミュニティ意識の醸成は前総合計画でも取り組んでまいりました。しかしながら、なお不十分であるということで第4次に引き継いでいく課題であるという記述をしているものです。

ご意見は、次の四つ目になります。震災の教訓は、第3次において記述している教訓（減災、支え合い）と一致していないのではないかとご意見ですが、第3次総合計画における教訓を踏まえて記述していると考えております。ただ、こちらはこの3ページを見ていただきましたらわかるように、文章表現の精査をして、修正いたします。「平成7年の阪神・淡路大震災の貴重な教訓である災害に強いまちづくりや福祉、防犯など市民生活における安心・安全の確保」という内容に修正いたします。

それでは、続きまして、4ページから6ページの第4、「時代の潮流」です。こちらにも四つご意見をいただいております。

まず、5ページに出てきます（4）のICT、そして（5）のグローバル化、これにつきまして、市にどのような影響や課題が出てくるのかよくわからないというご意見です。そのため時代の潮流に挙げるのは問題であると。また、次の6ページの（6）生活圏の広域化をどう考えるのかと。また、グローバル化は、何もよいことばかりではないというご意見です。それにつきましては、まずICT、情報通信技術は、情報セキュリティの強化、情報格差の解消、各分野でのICTの積極的な活用といった課題があると考えております。次のグローバル化も、人、もの、金、情報が国境を越えて行き交い、交流が進むという点で、本市にとっても市民の交流活動や多文化共

生社会の実現といった課題があると考えております。また、生活圏の広域化は、それをどう考えるのかということではなく、その潮流が本市のまちづくりにもたらす課題を記述していると考えております。

ご意見としては、次の二つ目、「安心安全に対する意識の高まりを入れるべきである。また、グローバル化と姉妹友好都市、外国人住民への配慮は一貫性がないため、削除するべきである。」というご意見です。まず、安心・安全に対する意識の高まりは、考え方にも書いているように、ここでの時代の潮流は主として、社会の構造的な面における大きな変化を記述しております。安心・安全は普遍的な市民の意識であり、その意識が高まっていることは、まちづくりの大きな課題ではあると考えておりますが、ここでいう時代の潮流には当たらないのではないかと考えます。また、グローバル化は、先ほどの上のご意見と同様の考え方です。

次のご意見として、「生活圏の広域化は、従来から充分進んでいると思うが、今回わざわざ取り上げたのは、特にどのような現象を10年前と比べて、「潮流」化していると考えたのか。」というご意見です。これにつきましては、生活圏の広域化は、3次総合計画でも挙げており、これまでも確かに進んではまいりましたが、阪神なんば線の開通など、今後もこの流れが続いていくと考え、ここに記述しております。

そして、四つ目のご意見になります。5ページの(5)グローバル化のところですが、もともと、修正案では、「人、もの、資本、情報」と記述しておりましたが、グローバル化に「資本」は含まれないので、「人、もの、金」とすべきであるというご意見です。これにつきましては、ご意見のとおり、修正しております。5ページの(5)グローバル化の進展のところの1行目、中ほどで「人、もの、金、情報」という形に修正しています。

それでは続きまして、この再修正案で7ページ、8ページになります。第5の「まちづくりの主な課題」です。こちらは、四つのご意見をいただいております。

まず一つ目になります。まちづくりの課題、ここに教育、福祉を柱立てするべきで

はないかというご意見です。こちらは、福祉、教育をそれぞれ縦割りの一つの柱にはせず、次代を担う子供の成長や3番目の「あんしん・あんぜん」のまちづくりの中で、教育、福祉の充実を明記したいと考えております。

そして、2番目のご意見として、「まちづくりの主な課題で、福祉施策が分散して書かれている。福祉を一つの柱にするべきである。」と、5番目になりますが、「また、まちの活性化は、文全体が何を活性化と考え、何に取り組もうとしているのか理解しがたく、大幅修正か削除することを具申する。」というご意見です。福祉を一つの柱にするという点は先ほどのご意見と同じで、一つの柱にはいたしません。記述の中で福祉の充実を明記していきたいと考えております。また、まちの活性化は、ご意見の趣旨を踏まえて修正を考えております。

三つ目のご意見になります。「時代の潮流」を踏まえ、と書いているのに、地方分権やICT化、グローバル化、生活圏の広域化に対応した課題が抜け落ちているのではないかというご意見です。こちらは、このまちづくりの主な課題の説明にも書いているように、本市のまちづくりにおける主な課題を記述していると考えていますので、すべてに対応して記述しているわけではないということです。

そして、四つ目になります。「(5)まちの活性化については、「複合商業施設や大型家電店などの出店は、市民に利便性をもたらし、まちに賑わいを生んでいます」と手放しで礼賛しているが、部会の議論を踏まえたものではない。」というご意見です。これは、ご意見を踏まえて表現、内容を修正することを考えております。

それを受け、再修正案の7ページをお願いします。まず、(1)もともとは「地域コミュニティの活性化」としておりましたが、そちらを「コミュニティ意識の醸成」に改めさせていただきまして、「少子高齢化や核家族化の進行、市民の意識の変化などにより、人々の地域社会への帰属意識や人と人とのつながりが希薄化しつつあります。今後、元気な高齢者が増加し、また定年退職を迎える人々が、順次、地域社会に戻る事が予測され、一方で、地方分権の進展に伴い市民が主役のまちづくりを可能

にする状況が生まれつつある今日、市民の自主的な地域活動等の展開は大きな課題となっています。という内容に修正します。

また、次の「次代を担う子どもの成長」は、まず、出だしのところで「教育は、子どもが学力だけでなく、他人や社会とのふれあいや交流を通して、人間性や社会性を習得し、たくましく生きる力を培う重要な取り組みです。」と記述した上で、「また、行政をはじめ家庭や地域、学校、保育所、企業などが一体となって子育てに取り組んでいます。しかし、本市においては、子育て世代の増加により学校の教室不足や保育所などでの待機児童が問題となりました。すべての子どもたちが元気いっぱい学校生活を送ることができるよう、また、保護者の育児に関する不安や負担を軽減し、安心して子どもを育てられる環境を求める声に応えられるよう、ソフト、ハードの両面において、教育の充実、子育て環境の整備を進めていく必要があります。」という内容に修正します。

また、(3)の「あんしん・あんぜん」のまちづくりも、出だしのところで、「福祉の充実はすべての人の願いです。」を記述した上で、少子高齢化の進展など社会経済状況が大きく変化する中、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で、互いに支えあい、生涯にわたって安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることが求められています。また、阪神・淡路大震災を体験した本市として、自然災害による被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進める必要があります。さらに、幼い子どもを対象にした事件、ひったくりや空き巣などの市民生活を送る上での不安が大きな問題となっており、こうした身近に発生する事件、事故に対して、地域と連携した取り組みを進めていくことが求められています。という内容に修正します。

また、次の8ページをお願いします。こちらの(5)におきまして、ご意見をいただき、もともと「まちの活性化」としておりましたが、「産業のさらなる活性化」に修正して、内容も改めております。まちづくりを進める上で、産業の活性化は重要な課題です。近年、本市は大阪・神戸のベッドタウンから市内に職場のある職住近接

スタイルへの都市へと変化しつつあります。また、高速道路網や公共交通機関の整備などによって、多くの人々が本市を訪れる可能性が高まっています。こうした中において、大型小売店と既存商業との共生や経営革新への支援、生活関連サービスの創出などによる起業、雇用の促進、市民がまちの魅力を実感するとともに人々が訪れ、楽しむ都市型観光の振興などの取組みを進めていくことが求められています。という記述に修正しています。

それでは、続きまして、次の9ページをお願いします。「まちづくりの基本目標」です。A3の資料では2枚目、2ページ目になります。

この基本目標について、9点のご意見をいただいております。

「来訪者とのふれあいがまちづくりの基本目標となるのか。基本目標は「持続可能な文教住宅都市西宮～豊かな社会の実現を目指して～」にするべきである。」というご意見です。これにつきましては、ふれあいは、人と人、人と自然、人と文化それぞれのふれあいを意味していると考えております。また、この基本目標は、どのようなまちを実現するのか、その姿が凝縮された言葉で端的に示すものと考えており、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」は本市が文教住宅都市としての特性をさらに磨きあげ、一層発展していく動的なまちの姿を示していることからこの基本目標でいきたいと考えております。

ご意見としては、「「ふれあい 感動」は、キャッチフレーズとしてなら理解できるが、目標というには唐突感がぬぐえない。実務的な言葉で目標とするよう具申する。」、また、次のご意見で「「ふれあい 感動」の感動は、抽象的な尺度に基づくもので、理解しにくい。これが50万都市の目標になるのか。」、そして、次のご意見で「感動とはどういうまちづくりなのか、修正後の説明でもイメージをつかみづらい。」というご意見をいただいております。これにつきましては、先ほどのご意見と同じく、基本目標の「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」は、本市がさらに文教住宅都市としての特性に磨きをかけ、一層発展していく動的なまちの姿を示していると考えており

ますので、このままで進めたいと考えております。

次のご意見で、「感動は、どうしていくのかは実際には難しいが、市民の目を引き付け、総合計画に興味を持ってもらえる言葉である。」というご意見をいただいております。これにつきましてはご意見のとおりであると考えております。

そして、次のご意見になります。「生活圏の広域化などによる交流人口の増加などにより」とあるが、根拠は何か。従来と比べ特に広域化したとは何をさすのか。」というご意見と、「交流人口については具体的な予測はあるのか。また、ふれあいとは来られる人々とのふれあいなのか、考え方が違ってきたのではないか。」というご意見です。これにつきましては、まず、交流人口の予測はしておりませんが、時代の潮流のところにも触れておりますように、阪神なんば線の開通など、交通網の整備により生活圏の広域化は、今後さらに進んでいくと考えております。また、ふれあいにつきましては、人と人、人と自然、人と文化のふれあいを意味していると考えております。

そして、次のご意見で、修正によって「中核市」と「阪神間の中核都市」の使い分けが不明確になっている。原案の記述の方がよかったのではないかというご意見です。これにつきましては、使い分けそのものは原案、修正案ともに同じであると考えておりますが、中核都市と中核市の混同を避けるために、中核都市の表現は修正します。

次のご意見で、原案にもともとあった「物質的な豊かさより心の豊かさ」、「成長・拡大より生活の質の向上」という表現をなぜ除いたのか。各論における議論では箱ものよりソフトという流れであった。だから残しておくべきではないかというご意見です。これにつきましては、ご意見を受け、もとの記述に直しています。

それでは、この再修正案、9ページをお願いします。こちらで同じように下線を引いている部分です。まず、最初の下線部分の「阪神都市圏における住宅、文教、スポーツ・レクリエーションの広域的な役割を担いつつ着実に発展を遂げてきました。」という内容で、阪神間の中核都市という記述は外しています。そして、次の下線部分「さらに、今、人々は、物質的な豊かさより心の豊かさを、成長・拡大より生活の質

の向上を求めています。環境、景観、文化などが醸し出すまちの雰囲気、都市の品格といったものが、まちづくりの重要な目標となっています。」という形でご意見を踏まえ、原案の記述を戻しております。そして、最後の下線部分になります。これにつきましては、この基本目標とまちの課題との対応を明確にするため、表現として、「自主的な市民活動、子どもの健やかな成長、地域で支え合う福祉など「あんしん・あんぜん」の確保」、こういった内容をつけ加えているものです。

それでは、再修正案の10ページをお願いします。将来のまちのイメージになります。こちらには、2点ご意見をいただいております。

まず、一つ目が、まちのイメージを「基本政策」にする方が理解しやすいのではないかというご意見です。これにつきましては、従来からも説明していますが、将来のまちのイメージは、基本目標が凝縮された言葉で端的に示されているのに対して、わかりやすく具体的に示すものとして、この将来のまちのイメージを設定しています。したがって、基本政策というものではないと考えております。また、これを基本政策にしますと、基本目標との関係がわかりにくくなると考えております。

次のご意見で、将来のまちのイメージ(1)「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」の輝くという表現が実存的ではない。「～に生きがいのあるまち」とか、「～に充実感あふれるまち」などの表現を検討するべきであるというご意見をいただいておりますが、この将来のまちのイメージは、策定委員会におきまして議論をしていただきました中のキーワード等を踏まえて設定しておりますので、このままでいきたいと考えております。ただ、こちらの10ページ、将来のまちのイメージ(3)「みんなが安心して暮らせる安全なまち」につきましては、内容等を精査して修正します。下線部を引いている部分になりますが、「年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい快適な生活空間(ユニバーサルデザイン)が行き渡った地域社会の中で、すべての市民が互いに支え合い、助け合って生き生きと暮らせるまちをつくります。」に修正します。

それでは、続きまして、次の11ページから13ページにかけての「第7 施策の大綱」になります。こちらにつきましてご意見を四ついただいております。

一つが、この12ページ4 .「うるおい・かいてき」のところで、こちらに対応する将来のまちのイメージは、「水と緑ゆたかな美しいまち」です。これにつきまして、まちのイメージの「水と緑ゆたかな美しいまち」の施策に循環型社会の形成等が入るのはおかしいのではないかと。ここについては分けることを具申するというご意見ですが、従来からご説明していますように、将来のまちのイメージだけでは市が行っておりますすべての施策をくくり切ることができませんので、それぞれのまちのイメージにふさわしいキーワードを設定し、そのキーワードで市が実施する各施策をくくる形にしております。例えば、この「水と緑ゆたかな美しいまち」ですと、「うるおい・かいてき」というキーワードを設定して、それによって循環型社会の形成をくくることができると考えております。

その次のご意見になります。「このまちにしかない主体性を発揮し、他に貢献していく気概を持つことがまちへの誇りや愛情につながることから、「甲子園を活用した青少年応援事業の推進」の1項目を設けることを具申する。」というご意見をいただいておりますが、まず、甲子園を活用した青少年応援事業は、青少年施策を推進していく中での課題であると考えております。また、甲子園球場そのものの活用は、プロジェクト等で対応していくものと考えております。

そして、次のご意見になりますが、「施策の大綱の括りとしては、まちのイメージをそのまま持ってくることを具申する。」ということですが、一つ前のご意見でも説明したように、将来のまちのイメージだけで市が行いますすべての施策をくくることはできませんので、それを膨らませてそれぞれのイメージにふさわしいキーワードを設定しているものです。

次の意見、12ページの3になりますが、「あんしん・あんぜん」施策の数が多過ぎると。他とのバランスが悪いので福祉は別にすべきではないかというご意見です。

これにつきましては、市民意識の多様化等により、施策展開をしていくに当たり、福祉という縦割りではなく、横断的な取り組みが求められておりますので、そういう施策のくくりが必要であると考えております。

この基本構想の再修正案、そして修正案に対していただきましたご意見は以上です。

続きまして、基本計画総論にいただきましたご意見と、再修正案についてご説明します。資料として、基本計画総論の再修正案をつけておりますので、まずその1ページをお願いします。こちらの方で、歴史について記述しております。この1ページ、市の概況のところにご意見を一ついただいております。「昨年発行された戦後の市史によると、文教住宅都市宣言は、日石誘致問題をきっかけにしている。その点を明記するべきではないか。」というご意見をいただいておりますが、総合計画の記述は、今の記述が適切であると考えております。

それでは、この再修正案の5ページをお願いします。

5ページで、(2)将来人口の推計を記述しております。このうち、「概ね509,000」という予測の後に、前回、ただし書きで修正案をつけました。これについて、「将来人口について、ただし書を追加することは、どう変わっても良いようにしたと受け取れる。」というご意見をいただきました。それを踏まえ、「なお、今後の経済状況等によっては、住宅供給の傾向に変動が出て、転入・転出等の傾向が変わることも考えられます。」という内容に修正しています。

次の6ページをお願いいたします。こちらは、表現、内容等を精査して、修正するものです。下線を引いた部分になりますが、「年少人口については、平成24年をピークにその後減少し、高齢者人口については本計画の目標年度である平成30年度(2018年度)にはその割合が20%を超えることが見込まれます。」という内容です。

では、続きまして、7ページをお願いします。そして、意見は3枚目、3ページ目になります。こちらには、基本指標として経済指標と財政について記述を入れております。そのうち、上の経済指標についてご意見を一ついただいております。

「景気が「短期的な」後退局面に入ったとあるが、「短期的」とはどういう根拠か。総理大臣の所信表明演説でさえ、「全治3年」と発言しているのに、何故、「独自の判断」をしているのか。」というご意見です。こちらは、直近の国の経済分析に基づき表現を修正します。7ページ、2の経済指標の下線を引いた部分になります。「世界経済が減速するなかで、景気後退の動きが続くとみられ、また、世界的な金融危機の深刻化などにより、景気の状態がさらに厳しいものとなる可能性もあるなど」という内容に修正します。

続きまして、3. 財政のところには六つご意見をいただいております。

まず、一つ目が、財政について、計量経済学は長期的な見通しとしては良い手法と思うが、最近の経済状況を踏まえたGDPとするのか、今の記述の1.5%を踏まえた計画にするのかというご意見です。また、次のご意見が、個々の事業を見直したというが、費用は見込まないということか。915億円を捻出するということかというご意見です。そして、その次が、財政状況について、30年までの財源は、財政課の方で毎年度3年から5年の収支見込を出しており、その財政課の収支見込による25年度までの財源を2倍した額を見込めばいいのではないかというご意見。そして、計量経済学的手法による予測を廃し、予測値915億円を削除すべきである。財政課が作成した積み上げ方式による5年予測という慎重さを保持し、予測不能な未来に備えるべきである。また、3次総のように「必要な財源を確保できる見通しはないが、努力する」という記述にするか、予測どおりにいかなかった場合の選択方法について記述し、計画の信憑性を確保すべきであるというご意見。そして、相変わらず「計量経済学的手法」ではじき出した915億円に固執しているが、新たに掲載した「名目GDPと成長率」のグラフは、13年間で1.5%以上の名目成長率を達成したのは3年しかない。それが「100年に一度の」金融危機下でも1.5%成長するという根拠はどこにあるのかというご意見。そして、計量経済学的手法を用いた915億円について、推計した時期と状況の違いを認識しているのか。除くべきというご意見をいただいております。

これらにつきましては、その考え方のところにも書かせていただいておりますが、こういう計画を策定するに当たりましては、まず枠組みを決めていくことが必要であると考えております。今回のこの計画においては、期間、人口、財政等がそれに当たるものと考えております。また、計画は、策定段階から計画が確定するまで、時間の経過、タイムラグがあることから、その間に状況変化が生じます。一般的にはこうした状況の変化は、計画を進めていく中で対応することとなっております。したがって、長期的な予測に適している計量経済学的手法により推計した、財政の枠組みである915億円は記述する必要があると考えております。しかしながら、現在の金融危機とも言われる経済状況を考えた場合、計画に掲げております個別事業の全部を実施できないことも予測されるため、計画を推進していく中での対応だけでなく、こうした財政状況にあることも合わせて記述する必要があると考えており、その内容で修正します。その修正した内容がこの7ページ、財政のところでも記述しています。

計画の財政的な枠組みとして、今後10年間に道路や建物の建設といったいわゆる投資的事業などに充てることのできる一般財源（普通会計ベース）は約915億円と予測しています。

これは、長期的な予測に最も適している計量経済学的手法を用い、平成30年度の人口を509,000人、GDP名目成長率を1.5%として予測したものです。

しかしながら、平成20年10月現在の経済状況は、世界的な金融危機に引き続き、实体经济にもその影響が及び出し、景気の先行きは予断を許さないものとなっております。こうした状況を考えた場合、計画に掲げた事業・施策の全部を実施することが困難な状況も予測されます。このため、人、物、金といった経営資源を重点的かつ効率的に配分する行政経営改革などを進めるとともに、積み上げ方式による3～5年の短期的な財政収支見込を踏まえながら、適切な財政運営に努めます。という内容に修正いたします。

それでは続きまして、8ページになります。前回、この第3、「市民の意識」のう

ちの2の定住意識のところにつきまして、もともと評価がないのではないかというご意見をいただき、改めて記述内容を追加しております。これについてのご意見は、他市での調査結果を尋ねたが、修正案では前回調査との比較しかないと。これで分析と言えるのかというご意見です。これにつきましては、事務局としても他市の内容を調べましたが、他市における調査の設問内容が本市と異なっており、単純比較が難しいと考えております。

それでは続きまして、13ページをお願いします。こちらは、この部会でご審議いただいた各論まちづくり編の37、もともとは「魅力的な市街地の形成」、改めまして「良好な市街地の形成」、その内容を精査していく中で、基本計画の総論部分で書く内容と各論で書く内容とに分け、基本計画総論において「土地利用の基本方針」を書くということで、前回も案としてお示しした内容を入れているものです。

改めて読みますと、「誰もが快適、安全に暮らせる都市の実現に向け、適切に土地利用を誘導します。本市の恵まれた都市環境や自然環境を今後も維持、向上させ、快適な市民生活と活気に満ちた都市活動が営まれるよう、市民、事業者、行政の協働を基本として、都市計画の土地利用制度や地区計画等の活用に努めます。市街化区域については、既存の保有資産を有効に活用し、住宅、商業、工業等の適正な配分のもと土地利用を誘導し、それぞれの地域の良い環境の維持、向上に努めます。市街化調整区域については、新たな市街地の拡大を防止し、貴重な自然緑地等として保全に努めるとともに、既存集落について市街化調整区域の指定を基本に地域の健全な発展に向けた取り組みの調整を進めます。」という内容を追加するものです。

それでは、続きまして、この再修正案の14ページ、15ページになります。第5の「事業・施策の実施」では、ご意見を二ついただいております。

まず一つ目になります。「ふれあいを方向性にとどめたというが、個別事業はやめたということか。」というご意見をいただいております。もともとは重点プロジェクトとして、原案にそれぞれの事業を記述しておりました。それらの事業をやめたのか

というご意見ですが、必要な事業は残しておりますが、重点プロジェクトとしての位置づけは外したということです。

続きまして、「重点プロジェクトという表現が廃止されたことに対しては歓迎する。しかし、この「事業・施策の実施」は構成上も混乱が目立つ。改めて整理することを求める。」として、まず一つ目として、基本目標の「ふれあい 感動」は注釈で例示する程度のものなのかが一つ。そして二つ目として、当初原案のように、「ふれあい 感動」のために、ハードもソフトも、という位置づけが適当であると。それを別々にしてしまうからわけがわからなくなるのではないかというご意見ですが、こちらは、個別事業ではなくて取り組みの方向性を記述しており、現在の記述内容で適切であると考えております。

そしてこの部分、こちらのご意見には載せておりませんが、修正案、この14ページの上を書いております(1)から(5)を説明した中で、(4)、建物、道路など、もともとは「公共ストック」と記述してありましたが、この公共ストックは何かという、ご意見というよりもご質問をいただき、少しわかりにくいということで「公共ストック」を「公共施設の保有資産」に改めています。

それでは続きまして、16ページをお願いいたします。こちら、第6、「部門別計画」になります。この部門別計画には、一つご意見をいただいております。

費用をかけて充実した部門別計画が策定されている中で、総合計画は必要なのかと。総合計画を策定する異議は何かというご意見です。こちらは、考えにも書いているように、部門別計画は、市の事業・施策すべての分野にわたって策定されるものではないため、総合計画を策定する必要があると考えております。また、このご意見を踏まえ、部門別計画の説明を一部修正しております。

その修正した内容が、16ページの部門別計画の下線を引いたところになります。

「市政の推進にあたっては、この計画及び各部局の部門別計画が一体となって計画的な行政を進めます。この計画と部門別計画は、相互に補完・連携の関係にあり、

部門別計画では、市が実施する事業を網羅的に詳しく位置付けています。」という内容に修正します。

以上が各論、共通項目の各修正案に対していただきましたご意見と市の考え方、さらに、いただきましたご意見を踏まえて再修正する点、内容についての説明です。

都倉部会長 はい、ありがとうございました。

今、答申の表現につきましての説明がありました。何かご意見はございませんか。

森池委員 他の部会との関連でお聞きしますが、11月の5日に答申が出ると聞いておりますが、他の部会にはその答申案を出されていると聞いているのですが、そういうものが出されているのかどうか。もし他の部会に出されているのに、ここに出されていないければ11月5日に来ても何もわからないですね。各部会に別れていますが、公平性という観点からも、そういう答申案がすでに出されているのであれば出していただきたい。それを一つお願いしておきます。

それから、答申とこの再修正案とのかかわり合いです。通常、審議会はさまざまな問題に関して審議をして、市の方からの諮問に対して答申を出す。その答申に基づいて市は修正し、最終的に成案を持ってくるものだとして理解しています。ここに再修正案があるのですが、これが最終案ではなく、答申を受けて最終案を作成なさるお考えなのか、それとも、11月5日の日に答申をこちらから出すわけですが、答申を出すと同時に最終案を出すつもりなのか。それでは基本的に答申が何も生かされないことになる。つまり、このようにいろいろ意見は言っています。意見は言っているが、普通は、答申が出されて、その答申を受けて最終案が出てくるものと理解しています。もしそうでないのなら、答申を出すことにどのような意味合いがあるのかということですが。

それから、あと1点。答申に対し、まだ案は見せてもらっていませんが、それに対して、意見付議といいますか、答申の大体の方向性はこういうことだが、例えば裁判で言う多数意見はこうだが少数意見にはこういうものもあるという形、そういう意見付議は大事なので、ぜひ盛り込んでいただきたいと考えております。そういうことは

できるのかどうなのか。まずその答申案との関係をお尋ねします。

全部言って良いのなら一遍に言いますが、ここで切った方がいいと思います。

田村総合計画担当グループ長 よろしいでしょうか。

きょうの進め方、段取りとして、この再修正案に対するご意見をいただきました上で、答申案のご審議をいただきたいと考えておりました。今ご意見がありましたので、もしよろしければ答申案を先に配らせていただきます。

お手元に答申案を配らせていただいております。この説明をいたします。

まず、答申は表書きとし、内容は、「当審議会は本年7月24日、市長より表記の諮問を受けて以来、述べ33回にわたる会議を開き、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。なお、附属資料に示すとおり、今回の審議に当たって各委員より多くの意見、要望が提出されています。いずれも時代の状況にかんがみた貴重な意見として、今後の事業・施策を実施する中で十分配慮されるようお願いいたします。」という形です。記として、まず「原案を別紙のとおり修正されたい。」、2番目として、「使用する年号など、図表の表記を統一し、まちづくり支援を含めて最新の内容に基づいて表記されたい。」、3として、「送り仮名の不統一など、文章表現に不備が見受けられるため、表現について再度精査されたい。」という形です。その2枚目に第4次西宮市総合計画原案に対する修正案があります。めくっていただきますと、本日つけているのは見本の1枚だけになりますが、下線を引いた状態で最終的には原案と、そしてそれをどう変えるのかという形で対比表にまとめ、これを原案に対する修正案とします。先ほどの表書きとこの修正案を一体にして答申とする考えです。

そして、インデックスをはっている附属資料部分は、第4次西宮市総合計画原案審議における意見等ということで、今まで共通項目、各論についていただきましたご意見とそれに対する市の考え方をお示したものです。これは、各部会のすべてのご意見を一つにまとめ、今、同じように一つ見本としてつけておりますが、これをすべてについてまとめ、審議会における意見等ということで答申の附属資料として市に提出す

る形を考えております。

そして、先ほど森池委員が言われたように、今までいただきました意見、要旨等は市の方でまとめ、それぞれの項目ごとにばらばらで載せていますので、言えていない意見、もっときちんと書きたい意見、そういったものがある場合は、挟み込んでいる意見書をご提出いただければ附属資料につけて市の方に提出する形を考えています。

そのため、再修正案との関係も、これと同じように下線を引いた部分になりますが、あくまでも原案との対比表として最終的な修正案をまとめ、答申と一体にして出していただく形を考えております。説明は以上です。

森池委員 今ご説明いただきましたが、このような答申は文章になるわけですね。例えば第3次するときも、答申案をこういうぐあいに提出したかどうかは忘れましたが、こんな感じを認識していました。しかしそうではなく、対比表の形で添付されるのかどうか。また、その附属資料としてこんな意見がありましたという形ではなく、ちゃんとした答申に、意見付議ということで、こういう答申とはまた異なるかもわかりませんが、審議委員として重要だと思うので、表記されるのかどうかをお尋ねしているのです。それが1点。

それから、11月の5日に答申が出されたとき、再修正ではなくて最終の、いわば完成品みたいなものを出されるお考えですかと聞いているのです。そうならば、答申を出している意味がなくなるのではないかと。

いろいろな意味で、市の考え方や修正案が出されていますが、答申案という正式なものを受けて、市はどうするのかという最終的な案が出てくるものだと考えるのです。それなのに、それが同時に出るということはどういうことか。諮問したから答申が出る。その答申を受けて、市が総合計画をつくりあげていくのが筋だと思うのです。答申と市が考えている最終案を同時に出したら、答申案は非常に形式的なものになる。承ったが、承ったと同時にもう最終案はできている。まあ、そんなものは横に置いておくという話になりませんかということをしているのです。

新本総合企画局担当理事 ですから、答申書として出るときは、今言います答申案と附属資料がワンセットになります。ただ、それをどのような形で、例えばこういう総合計画という冊子に、どこまで載せるのか、第3次総合計画の場合も、答申書に附属資料は載せていません。ですから、そういう意味で、附属資料をどういうふうにこれから扱うかはまた別の問題になります。基本的に、こういう総合計画書をつくったときの諮問書には、このかがみだけが載るのが一般的だと考えています。

それと、11月5日の答申では、市がどうするのかというお話ですが、基本的には市は、その答申を尊重したいと考えていますので、その答申どおりの原案といいますが、総合計画の案にしたいと考えています。

それともう一点、前回は、こういう文章が入っているというお話ですが、この文章を読んでいただくとおわかりのように、総合計画の説明を再度入れていることになりますので、今回の場合は、こういう文章での要望ではなく、原案とその修正案の比較を答申にしたいと考えています。

森池委員 市は答申を尊重したいと、当然ですね。何のために一生懸命に審議したのか。答申を尊重したいということですが、答申が出たときには、もう最終の、いわば印刷する原稿が全部でき上がっているということはどういうことか。答申を受けて市の方でいろいろ考えて、やっぱりこうした方がいいのではないかとということで変更するものではないのか。もうここに、原案があるから、そのまま印刷すればいいという話であれば、答申を尊重することにならないと言っているのです。

だから、答申を11月の5日に受けるわけだから、受けた上で尊重して変えていくというお考えがあるのかないのか。それとも、そのときには完成品ができていますということなのか。進め方として少し考えていただきたい。

付議意見を書きなさいと、文章で提出しなさいと言われるが、書いてもここには載りませんと。市のどこかの倉庫にほうり込みますってということですか。

新本総合企画局担当理事 そうということではありません。

森池委員 私だけではなく皆さんも、一生懸命にいろんな意見を出されています。そういうものが載らない、何かの記録としてどこかに存在するのかもしれませんが、その答申に反映されない。反映されなくてもいいが、答申への意見付議という仕方もあると言っているのです。答申が出ても、こういう意見がありましたというのを追加的に出すやり方が当然あるわけです。そういうことはお考えになっていないのかを聞いているのです。附属資料には入れますが、ここには残りませんというような話なのでね。それはちょっとどうなのか。

新本総合企画局担当理事 その附属資料をどのように扱うかは、これから検討します。附属資料として出たからもうそれで終わりではなく、どういう形で市民の方にお示しするかをこれから考えなければなりません。一つはあしたの正副会長部会長会議の中で、その取り扱いについてご議論していただきたいと考えています。

それと、今おっしゃいました答申案の中で、答申を受けて修正するとなった分は当然それを修正することになります。修正するよという答申をもらったものは修正しないわけにはいきません。逆に、修正ではなく、いただいたご意見に対しての市の考え方はこうですという説明、修正はちょっと無理ですよというご説明はしてきています。出された意見を受けて市が修正するものはあります。しかし、5日以降の修正は基本的に考えていません。ただ、今までいただいている意見以外のことで、例えば、審議会で議論していないようなことについて意見が出てくれば、どうするのかになりますが、基本的には、修正するべきところは修正しなさいという答申をいただき、変えない部分は市の考え方を説明するというのが基本的な考え方です。

森池委員 もう繰り返しはやめますが、言っていることは、答申案はまだ出ていないのですよ。出ていますか。

新本総合企画局担当理事 だから、今言うように、答申案の内容は今説明した内容です。

森池委員 だから、答申案はきょう初めて見ますし、今度、5日に出るのでし

よと言っているのです。5日に出たときに、その答申を受けて、市の考え方を
変えることはしませんということを言っているのですよ、今、新本さんは。と
いうことは、答申を受けたけど、もう計画書は完成しているので、横に置
いておきますという話になるということです。そうではなくて、答申を受
けてから、変えるべきところは変えます、尊重しますと。尊重するとは
そういうことではないのですか。そうではなく、答申案をいただきました
からもう完成品ができていて同時に申しましたと。こんなやり方は、普
通ですかということを言っているのです。

藤田総合企画局長 今おっしゃっている話で、答申は11月の5日に
いただきますね。その後に、市が変えることがあってもいいのではないかと
おっしゃっているわけですが、そのときのバックボーンと申しますか、何に
基づいて市はこの答申を変えるのか。11月5日に、皆さんでいろいろ審
議していただいた、あくまでも最終の答申書が出てくるわけですね。こ
れが審議会として最終の答申書になるわけですね。反対に、今おっしゃ
っていることは、審議会の答申書を市長に出すけど、その後も、どうぞ
市で自由に変えてくださいということになるわけですね。

森池委員 違いますよ。

藤田総合企画局長 違うのですか。

森池委員 例えば一つ具体的な例を出すと、北海道の栗山町では、
市の原案がまず出され、それに対して議会からも案が出されました。そ
して、それに対して審議会の答申が出され、それを受けて修正案が出
て、最終的に市の総合計画が完成するという段取りです。私はそのこと
を言っているのです。それが正しいかどうかは別にしまして、市は、答
申を受けたらその答申を尊重する。尊重して、変えるべきことは変える
と。今までも修正していますからね。答申案が出たときも同じです。私
は手続のことを言っているのです。市は受けた答申を尊重して、修正を
加えもったいいものにしていくということになるのではないかと申して
言っているのです。

ところが、今言っておられることは、もう答申が出ても、すでに完全
に全部を変え

ているので、同時進行しますというお話でしょう。それは、手続としておかしいのではないかとっているのです。

新本総合企画局担当理事 だから、今のお話の前段で、原案というお言葉が出ましたが、それは、総合計画審議会にかける原案について、議会と栗山町でいろんな議論をされて原案がつけられたわけでしょう。

森池委員 いやいや。当局案がぱっと出たのです。

新本総合企画局担当理事 いや、当局は案を出しますよ。だから、その当局案が審議会にかかったということですか。そうではなく、私が理解しているのは、当局案としての原案をつくるにあたって、議会と話をされて出されたのではないですか。

今の手続で言いますと、この審議会では最終のところに来ていますが、原案を出す段階、市が案を出す段階では、現実の問題として、そういう状況はありませんでした。ですから、市は原案を出して審議会ですっと審議をしていただいているわけです。そういう意味では、審議会の答申がいただければ、それが市の原案になるものだと理解をしています。

森池委員 壊れたレコードみたいなことは言いません。要するに、出された答申を尊重した上で、市は計画を考えていくことができないというのではなく、できるということを言っているのです。それは、今まではそうしてきたのに、後はもう何も無いという、そんな話はないでしょうとっているのです。

答申は、まだできていませんでしょ。何もないですよ、きょうの段階では。

藤田総合企画局長 きょうの段階ではそうです。

森池委員 当然ですね。5日の日に出たとします。

藤田総合企画局長 出ますでしょう。

森池委員 5日にそれが出て、それをどうするのかを審議するのではないですか、審議しないのですか。答申案は、もうお任せですか。

藤田総合企画局長 5日は総会ですから、全員集まって審議していただきます。

森池委員 それならわかりますよ。だから、そのとき、案がそのまますんなり答申になるのか、それとも修正とか、あるいは意見付議があるかもわからない。そうならば、出された案が変わる可能性もあります。それを受けてどうするのかを言っているのですが、皆さんのお考えは、もう、5日に出されたものは完成品の答申であり、それは一切変わらない。全部含めた総合計画の修正案を出しているから、これは完成品だからこれでいいというお考えですが、そうではないと言っているのです。

新本総合企画局担当理事 だから、言っているのは、その5日にこういう答申でよろしいかということをお諮りするということですよ。

森池委員 だから、それが変わることもあるでしょうと言っているのです。

新本総合企画局担当理事 それはまあ、5日の内容で。

森池委員 それならば、それを受けてどうするのかも考えておかなければいけないのではないかと。そのことを言っているのです。

新本総合企画局担当理事 はい、わかりました。

森池委員 全て完成だから、答申を受けて議論しようがそのようなことは関係ありませんと言われたら立つ瀬がないということをおっしゃっているのです。

新本総合企画局担当理事 わかりました。ですから、おっしゃるとおり、総会で最終の意思決定をしますから、そのときに、仮に案が、やはりぐあい悪いということになり、大きく変えようということになれば、今度は、変えたものを答申としていただくわけです。それに市は基づくこととなります。

森池委員 そう。それだけのことです。何も違いはないです。長い時間をとってしまい申しわけありません。

新本総合企画局担当理事 それで、5日が総会ですから、今言う、この中身となる答申なり附属資料は、あした中に各委員さんに送らせていただきたい。もし正副部会長会の了解が得られれば、事前にこういう案でどうですかという形での事前送付をいたします。それを踏まえて5日にご意見をいただくことになると思います。

森池委員 むだなところで時間を費やしてしまったので、そのことはもう結構です。了解しましたので、そういうぐあいにしてください。その上で、特に、多くの方から基本計画総論の915億円の話、あるいは財政フレームの話、あるいは計量経済学の意見がたくさん出ています。確かに総合計画ですから、枠組みが必要なのはわかっております。何もなければ絵にかいたもちですから、それはだめです。しかしながら、この基本計画総論原案の7ページのところ、先ほどもご説明いただきましたが、財政のところ、一般財源は915億円を予測していますと。それは、その下にありますように、GDP名目成長率を1.5%として予測したものだと書かれています。この1.5%がいいのかということ、この前も言わせていただきましたし、今も言っているわけです。上に書いてあります、非常に世界経済が減速し、金融危機でどうなるのかわからない。3年とか5年とか10年後のことはわかりません。そのような明るい見通しのない状況下で、枠は必要だが、あくまでも名目成長率1.5%を書くことの信憑性を問っているわけです。この計画に対して、西宮市のフレーム予測に関する調査研究報告書が、林先生の方から出されているわけですが、それで名目経済成長率が10年間で1.5%の場合は、これとは違うのですが、685億円が出ています。2%の場合は1,099億円。2.5%の場合は1,508億円。それから3%の場合は、1,946億円と四つのケースで予測され、19年の時点では、その中で最も低い1.5%の採用が妥当だろうということで、この報告書では685億円ですが、市のいろいろな財政データを加味して915億円を出されたと思うのです。それは、林先生が悪いのかと言っているのではなく、今の段階で、1.5と2.0と2.5と3.0を考えたと同様に、1%あるいは0.5%を考えたことはないのかと言っているのです。

この7ページの図では、過去に1.5%が達成されたのは、1994年から2006年までの間で3回しかありません。それが、今度は、もっと悪くなるという予測なのに1.5%をあくまでも顕示していくことの正統性や信憑性はなにか。枠が要るのはわかりませんが、積み上げて915億円要りますからという話ではなく、計量経済学は、経済成長率

をもとに予測する理論ですから、どの数値をとるのかで変わります。つまり、1%を採るのか、0.5%を採るのか、1.5%を採るのかね。3%を採れば、もう2000億円近くの財源が生まれますから、この計画は全部できるという話になるが、そのようなことは書けないでしょう。だから、それと同じように、今の時点で西宮市という地方公共団体が1.5%の伸びを想定することは、だめだとは言わないが適切ではない。公の形で公表されるわけですし、現時点でこんなに悪くなっている状況を踏まえて、今後10年を見通すことはなかなか困難です。いや、やっぱりこれはあくまでも1.5%でいいという根拠があればいいと思うが、私は、この1.5%、915億円は、今の状況で非常に難しいと思います。例えば、0.5%変わるだけで400億円くらい変わるわけですから、1%の場合なら、多分500億円くらいになるのではないかと。0.5%ならそれこそ100億円くらいになるのではないかと。そのように幅があるなかで、915億円という予測を19年度時点でされましたが、今の時点でもこれを維持していく、だれが何を言おうと維持するのか、それとも、いろんなことを総合的に勘案して幅をもう少し持たすか、あるいは915億円にこだわらなくてもいいのではないかとっているわけです。

そのことについてはいかがですか。それから、あと、もう一つ。

「ふれあい 感動」は、キャッチフレーズとして、いいか悪いかは別にして、やはりいろんな人がこれはちょっとおかしいのではと言われております。

私は、「ふれあい 感動」がだめだとは言っていないのです。ただ、「ふれあい 感動」で何をしたいのか。つまり、西宮市は文教住宅都市です。何と申しますか、先ほどの説明では、もっと躍動的なという言葉を使っていたかどうか忘れましたが、「ふれあい 感動」が、一層発展していく動的なまちの姿を言っておられました。ところが「ふれあい 感動」で一番大事なことは、私たちは、文教住宅都市だと思っています。「ふれあい 感動」ではなくて、文教住宅都市なのです。これが壊されれば、西宮市のバックボーンがなくなってしまう。だから、文教住宅都市を本当にどうしていくのか。壊されていくのなら守っていく。もっとよりよいものにしていくのならもっ

とよりよいものにしていく。

例えば、たくさんの人が来るのは結構なことです、そのために閑静な住宅地に人にあふれ、にぎわいはあるが落ちつきがない。これは皆さんが望んでいることではないとおもうのです。「ふれあい 感動」は、いろいろな形で多くの生活圏の広域化により交流人口が増加し、そこに多くの人が集うまちになる、にぎやかなまちになり、そこから感動が生まれてくるということを言われています。

ところが、「ふれあい 感動」の具体的な施策の中では、基本的に、全く違うことが書かれてあります。

例えば、基本計画の14ページで、「ふれあい 感動」の取り組みを次の方向性で考えています。「多世代ふれあいの推進」は、西宮市民の多世代のふれあいです。それから、「緑の空間の創出」は、文教住宅都市として西宮市民は緑を大切にしなければいけないということが書かれている。「親水空間の創出」は、親水空間として市民が気軽に海と触れ合える空間ですと。他市の人に来るかもわかりませんが、そのようなことを考えているわけではなく、税金を使っている以上やはりその住民にとって何であるのかと。それから、「環境問題の取り組み」も、子供を初め市民一人ひとりが環境の大切さを認識すると、そういうのが「ふれあい 感動」だと言っているのです。基本目標の「ふれあい 感動」は、多くの人が出てきて、そこに人と人のふれあい、人と自然のふれあい、人と文化のふれあいがあって、にぎやかになって、もっともっと躍動的なまちになりますよとあります。そういうところが従来の文教住宅都市とは違う力点であると、「ふれあい 感動」の中に、多分に含まれていると理解しているわけです。でも、そのこととここに書いてある事業・施策の実施は、全く関係ありませんし、文教住宅都市にもほとんど触れられていないのです。文教住宅都市にかかわるのは、先ほど追加していただきました土地の具体的なところです。土地の有効利用で、簡単に言えば、土地利用の基本方針は文教住宅都市として守らなければならないということが書かれているぐらいです。一番大事な文教住宅都市がすっぽりと抜け落

ちてしまっているのではないかということで、この「ふれあい 感動」だけでいいのか、私、あるいは議会は、持続可能な文教住宅都市を何とか守り、その後に豊かな社会を構築していこうではありませんかと言っているのです。

だから、その辺とここで言われていることの違いが、やっぱり、どうしてもひっかかってきます。「ふれあい 感動」で何をしたいのかがやはり明確ではない。

それから、あと、福祉は、縦割りではない。市長のマニフェストも見せていただきましたが、今現在は山田さんですが、今度も山田さんになるかどうかわかりません。そこでも安心・安全と福祉は全部分けていますよ。福祉や医療は違う種類のものでありますから。安心・安全は、基本的に言えば、要するに災害とかの話じゃないですか。そういうものと福祉は違うということです。

それから、同じ基本構想のところ、安心・安全のまちづくりとして、7ページに書いてある「安心・安全のまちづくり」で、「福祉の充実はすべての人の願いです。」と「少子高齢化の進展など、社会経済状況が大きく変化する中で、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で、互いに支えあい、生涯にわたって安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることが求められています。」と。その後段で災害のことが述べられています。つまり、安全のことが述べられています。

ところが、12ページになりますと、「あんしん・あんぜん」の記述は、そのような福祉が大事ですという書き方ではなく、ここでは「あらゆる災害や事件から市民の生命と財産を守る防災・防犯体制の確立、交通安全、バリアフリー化、少子・高齢化やライフスタイルの多様化など」云々ということで、つまり、災害やそういうことを言っていて、その後には防災・防犯部分、都市整備分野、福祉、保健・医療が書かれています。この「あんしん・あんぜん」の12ページの記述と先ほど言いました7ページのまちづくりの主な課題の記述が異なっているのです。これは整理をしていただきたい。私は福祉や医療は特出しにすべきだと言っているのですが、それが嫌だとしても、このようにばらばらな書き方はよくないと思います。

あとは、まちづくりの指標がいろいろありますが、適切なものもあれば、適切でないものもあります。何が何でも全てにまちづくり指標を設定しなければいけないなどと考えない方がよい。明確でわかりやすく、達成したら本当に豊かな社会になる、あるいは皆さんの満足度が上がるような指標を選ばれたらいいかなという意見です。

私ばかりがしゃべっていますが、そういうことを質問しますので、お答えください。

新本総合企画局担当理事 ですから、1点目の915億のお話で、1.5というGDPを使うのがどうかということですが、これは、計画策定時点である、1年、あるいは1年半前の経済状況を踏まえた1.5というGDPを使っています。

ただ、それを今の時点で置きかえるとなると、基本計画の各論で書いている内容をやはり全部見直さなければならない。少なくとも基本計画部分については全部一から見直しになります。要するに枠組みが変わるわけですから。今ここで1.5の部分を0.5、あるいは0.0としたときに、その枠組みと、後ろで書いている内容とが合わなくなると思っています。各論各施策の、こういうことに取り組みますとか、こういう方向で進めますとか、そこまで書けるのかという話になりますから、やはり、その意味では、各論の見直しというか、もう一度そこからやり直さないといけないと考えています。私どもが言っているのは、その枠に基づいた基本計画各論になっているので、実際の進め方は直近の財政状況を踏まえた財政運営をしますと書いております。何も1.5でいく、要するに915億を10年間で絶対に出します、出ますということで事業・施策を進めるということではありません。1点目はそういうことです。

それから、2点目、「持続可能な文教住宅都市」ということですが、基本的に、文教住宅都市が、ある意味で変質しつつあるのか、あるいはもっと大きく伸びているのかの判断の違いがあると思います。それで、森池委員が言われるのは、ある意味で文教住宅都市が、言うなら、損なわれつつあるのではないか。だから「持続可能な」という言葉が要るのではないかというお話ですが、市は、文教住宅都市の特性はその時代時代にマッチしたいろんな取り組みがあると。もちろん、緑が要らないということで

はなく緑地も必要ですが、まちのにぎわいもやはり必要です。要するに、もっといろんな面での特性を發揮した文教住宅都市になるという考えでいますから、そういうまちをつくる上では、「ふれあい 感動」が必要だと思っわけです。その「ふれあい 感動」は何かというときに、人と人とのふれあいは具体的な課題解決をしていく上でのふれあいにもつながっていくと。だから、そういう課題解決を経て、もっといろんな魅力ある文教住宅都市の特性を引き出すなり、磨いていこうという考えから、都市目標にしたということです。

それと、いわゆる他所から来る人はどうかというお話ですが、ここで書いているのは定住人口も増えますよと。それから、交流人口も増えますよと。だから、いろんな人と人との交わり、人と文化、人と自然の交わりが出てきますから、その中で市民自身もいろんな取り組みをする中で、自分で納得して自己実現を図っていく。そういうまちをつくっていこうということで、こういう目標にしているということです。

それから、あと、安心・安全の表現は、文章として後先の問題はあろうかと思いますが、基本的には同じウエートとして書いているつもりです。

説明は以上です。

森池委員 もうやめますが、915億を変えれば計画を見直さなければならないといっても、915億円があるかどうかわからないとちゃんとここに書いていますよ。その時々状況に応じて、優先すべきものは優先すると、全部できるとは限らないと書いていますよ。当然です。だから、915億円を変えれば、全て見直さなければならないなど、そんなことを私は言っているわけではありません。

今の時点で、915億円を出すのがどうなのか、今の経済状況の認識のことを言っているのですよ。総合計画が完成すれば他の自治体にも回りますよね。そのときに、「西宮市さんはこの状況下で1.5%成長の計画がつかれるのか。ああ、そうですか、なかなかおう揚ですね。」という話にならないかと言っているのです。

だから、枠が必要なのはわかっています。でも、さっき言われたのは、これらの事

業をするために915億円が要ると。そうしたら、西宮市の計画に合わせて、経済は1.5%の成長をしてくださいと、そして915億円が入ってくるようにしてくださいという言い方に聞こえます。だから、915億にこだわることはない。こういう計画もしたいと書けばいいと。全部できるかどうかわからないので優先順位をつけていくと。そのときに、全自治体に、あるいは全世帯に対して、西宮市は今後、GDP成長を1.5%で想定して915億円の枠組みを考えていますと公表することが、本当に正統性があり納得され、他へ出しても恥ずかしくないのかを問うているのです。それだけです。

あと、「ふれあい 感動」も、考え方として、要するに「ふれあい 感動」にウエートを置くのか、「文教住宅都市」にウエートを置くのかということです。私は「文教住宅都市」にウエートを置くことが西宮市のいわばバックボーンであって、市の守っていくべきものです。「ふれあい 感動」などは、つけ足しであってもいいのかもわかりません。それが基本目標になり、「ふれあい 感動」云々というのは、やはりあんまりよくないと思っております。これは考え方の違いです。それと、福祉や医療については、違うものを書くべきではないし、文章の表現方法では、いろいろ問題もあるということをおきます。繰り返し同じことを言ってもしょうがありませんので、私の方としてはそういうことであり、ご理解をいただきたい。

何か言いたいことがあれば言ってください。

新本総合企画局担当理事 はい、1点だけ。

今のお話の中で、市は文教住宅都市よりも「ふれあい 感動」を優先しているのかというお話ですが、そうではありません。あくまでも文教住宅都市はずっと伸ばしていきます。その伸ばしていくまちの姿として、「ふれあい 感動」というまちの姿があるということをおっしゃっているのであって、文教住宅都市よりも「ふれあい 感動」があればいいという目標ではありません。

森池委員 ただ、その文教住宅都市に関する具体的な記述が非常に少ない。「ふれあい 感動」みたいな、私に言わせればどうでもいいようなことがたくさん書

いてあるということです。なぜこれほどにこだわる必要があるのかと、多くの審議委員が、考え直した方がいいのではないかとっているのにあくまでも頑張ると言うのはなぜか。それは見解の相違になるのかもわかりませんが、そういうことです。

以上です。

神吉委員　　今、文教という言葉が飛び交いました。私は、最初の1、2回目を勘違いしてしまい、改めて開催日の連絡があると思っていたため欠席してしまいました。その中でこの件に関して審議があり、もう発言するべきではないと思っていましたが、この「すこやか・はぐくみ」の12、学校教育の充実を読んでいて思いました。市民からは、次の総合計画が、学校教育の何に力点を置き、どのような子供を育てようとしているのかがまずわからないのではないかと。

また、私のような教育関係にいた者からは、逆に、ここに書かれているのは、現在文科省が言っている重点項目と比べて、少し時代おくれの内容を含み、それを網羅的に整理して書いているだけという印象をもちます。市として、次世代の子供たちをどのように育てよう、どういう子供たちを育てようとしているのか。あるいは社会教育的なものや教育資源の解放により、どのように地域や市全域の市民の教育力をアップする方針なのかがほとんど読み取れないと思います。

この会議ではなく別の審議会のところでは言ったのですが、当時の学校教育部長さんは、そういう重点化はできない、教育はすべての分野に平等の力を注がなければならないため、こういう書き方しかできないという答弁があったため、もうそれ以上は突っ込まなかったのです。例えば、この学校教育の充実のところ、まちづくり指標の小学校における児童一人当たりの年間貸出冊数、パソコン1台当たりの児童生徒数については、もう相当前の話ですが、西宮の学校図書館は非常に全国にも先進的で、特にパソコン導入の図書館活動などは、西宮の高須南小学校がモデルで、そこにおられた担当先生のビデオを文科省が全国に配布するなど西宮の学校図書館の小学校は実力を持っていました。それから、子供のパソコン1台当たりの児童生徒数をアップする。

そして西宮専門家チームによる相談事業を指標にするのは、もう時代おくれになっていて、むしろどのような子供を育てるのかというソフト面に大事な比重が掛かってきていると思うのです。今、物すごく気になったのは、文教という言葉を使われながら、教育面のところが弱いと思いました。これはちょっと残念です。もう少し教育委員会関係には頑張っていたいただければよかったのではないかなと思います。特に、中核市になった西宮は、特に教育関係の環境が非常によいということで随分震災後も人口が増加しました。その一つの要因は、やはり西宮の教育が阪神間でも特によいと思われて集まってきておられる方が多いと思いますので、ちょっと感想だけ言わせてください。

都倉部会長 何かほかにありませんか。

中川副部会長 少し気になるのですが、たいしたことではありません。

まちづくりの主な課題で、安心・安全のまちづくりの下から2行目ですが、身近な問題は、事件という意味合いでいいのですか。例えば、「事件、事故に対して」となっていますよね。でもこれは、犯罪とか災害という名称に直した方がわかりやすいとか、文章らしいと思うのです。僕の見解ですが、12ページ「あんしん・あんぜん」の最初は「あらゆる災害」で、災害になっているのです。「あらゆる災害や事件」となっています。この場合も、あらゆる事故や事件ということにならないのか。まあ、これ、事件というよりも犯罪の方がいいと思いますが、その点はどうかということ。これはあくまでも、何かの意図があって犯罪を事件に、事故を災害にされているのか、ちょっとその辺の使い分けがよくわからないので、教えてください。

それと、先ほど森池委員さんのお話は、この「あんしん・あんぜん」の中身が余りにも多岐にわたり過ぎていないかということでした。例えば、意見などの問題で、福祉は別にすべきだという意見が出ていましたよね。ただ市の考え方は、市民意識の多様化とかいろんな問題で、横断的な取り組みが求められており、その施策のくくりが必要だと考えているということでした。実際、これだけ多くの施策が挙げられており、どうなのかなと思います。福祉は非常に多いですよ、福祉だけを別にされてもおか

しくないと思うのです。この辺は、「あんしん・あんぜん」に入れなくても、別の施策で取り上げられてもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

この2点だけお聞きします。

新本総合企画局担当理事 ですから、災害に関しては、前では減災に関するものとして「災害」という言葉を使っています。後ろの子供を対象にした事件、それからひったくりや空き巣などの市民生活に関係するものが一般的には事件と言われます。一方、いわゆる事故は、要するに犯罪には結びつかない、例えば大型タンクローリーの転覆事故とか、そういうものであり、災害と犯罪ではなく、今言いますその「事件、事故」、いわゆる犯罪性のない事故、ガスが爆発するという事故も含めて、そういうものも考えて「事件、事故」というふうにここで使っているわけです。

確かに12ページの方になると、「あらゆる災害や事件から」と書いています。

中川副部長 事件と犯罪の意味合いというのかね。災害は事故でいいでしょう。事故になるわけでしょう。言葉の流れから、こういう流れであれば「事件、事故」でいいのかと聞いているのです。別に、いけないとは言っていません。

新本総合企画局担当理事 ただ、こちらが使った意味は、今言いますように、犯罪だけです。犯罪性のないそういう大きな事件は一般的に事故と言いますから、それだったら「犯罪、事故」ではなくて「事件、事故」が良いということで使いました。

中川副部長 それでいいということですね。考え方は。

都倉部長 確か、策定委員会のおきもこの「あんしん・あんぜん」を扱ったグループでは、項目をKJ法で書き出しました。その結果「あんしん・あんぜん」についてこれだけの項目が出てきたということで挙げられていると思います。市民が持つ安心・安全に係る項目ということですよ。

新本総合企画局担当理事 もう一つ、安心・安全についての森池委員と同じご質問ですが、それについては、先ほどお答えましたように、安心・安全は一つのワンフレーズといいますか、そういうことで施策をとらえていくことがいいだろうと考え、

一つの括りにしているものです。

中川副部長 しつこく言うようですが、12ページ。「あらゆる災害」を使うのなら、事件ではなく、犯罪の方がいいと思いますがどうですか。

神吉委員 12ページのこの文章は、「災害や事件から」と、後ろへ続かないようになってしまいますね。「災害や事件」のところで、事故が入っていないし。後で、せめて「事件などから」と書いていけばよい。

藤田総合企画局長 この12ページは、出だしていわゆる防災と防犯の両方をひくくめて書いており、「災害や事件」という書き方を12ページではしたと思います。7ページの方は、先にいわゆる防災について、「自然災害による被害を減少させる「減災」」という書き方をしています。そして一旦、その取り組みを一層進める必要がありますという形で文章を打ち切り、その後「さらに、幼い子ども」たちということで、いわゆる防犯的なことを書いています。それを「事件、事故」という形であらわしていると思いますが、事件ではなく犯罪の方がふさわしいのではないかについては、字句の使い方だと思いますので、一度検討いたします。

中川副部長 それであれば、結局そういった身近な、いわゆる市民の安全を考えた形でタイトルを入れておられるわけでしょう、これは。

藤田総合企画局長 いや、それともう一つは、福祉の分野でも、いわゆる安心プランがあります。それは市内に住む人が、高齢者であろうと障害を持っておられる方であろうと、安心して生活ができる仕組みやまちづくりを進めなければいけないということです。今、第何次の安心プランとして、ずっと計画をつくっています。そういう意味からも、この安心・安全には防犯、防災も入りますが、いわゆる福祉分野のみんなが安心して生活をおくる、当然のことながら、支え合い、助け合い、その地域で住めるようにしようという意味合いも込め「あんしん・あんぜん」で括っています。

確かに、おっしゃるように、ここにぶら下がる施策だけがたくさんあるということにはなりません。

中川副部長 一般市民の認識から言えば、安心・安全と言え、そういう模範的なこととか防災的なことをまず考えると思います。別にそういった福祉的なこともわからないでもないが、これだけ多岐にわたると理解してもらえるのかなと心配します。だから、福祉は福祉で、今おっしゃった安心プランがありますよということの方が、市民としてわかりやすい。一括りにしなくてもいいという意見です。

非常に多岐にわたっていますよね。

藤田総合企画局長 はい、わたっています。

中川副部長 今は、食糧問題も安全・安心に入ってくるわけですからね。

藤田総合企画局長 いわゆる防犯・防災、片一方では保健医療、福祉、その辺をひっくるめての話になります。

中川副部長 安心・安全をわかりやすく市民に身近なものとするため、分けられた方がいいと思いました。

都倉部長 ほか、よろしいでしょうか。

鈴木委員 先ほどの基本目標、「ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮」ですが、9ページの説明文の中で、「私たちの目指すまち、このような多様なふれあいや・・・」などのいろいろな施策が書いてあり、最後に「市民一人ひとりが感動できるまちです。」とあります。つまり、こういうことに取り組むことで、市民一人ひとりが感動できるまちになる、それが私たちの目指すまちづくりだというこの表現は、何となく違和感があります。感動は与えるものというより受けるものという感じがします。むしろ市民一人ひとりが真の豊かさや幸を実感できるまち、言い換えれば、ありふれた幸せが得られてこそ感動があると思うのです。何となく、感動だけがいきなり出てきて、「ふれあい 感動」のフレーズになると、何か劇場型といいますが、無理に感動してくれという印象を受けてしまいます。ですから、この基本目標でいくのであれば、ここの説明文は本当に真の豊かさや幸せが実感できるようなまちづくりをイメージできる書き方にした方が良くと思います。この施策を展開することで市民一

人ひとりが感動できるまちになるという説明としては、言葉足らずの気がします。

黒田委員 いろいろと基本目標に関してのご意見をずっと聞かせていただき、思うことですが、私は、この基本目標の「ふれあい 感動」は、文教住宅都市・西宮をよりいいものにしていこうという立場で定められたものだと思います。ですから、それに沿った内容であるかどうか今日の議論だと思うのです。それからしますと、今ご意見があったような、安全や安心がまず保証されていて、安定の上に幸福だとか感動だとかという、より高いレベルを目指すことが示されるのは、とても重要なことだと思います。

それからしますと、やはり、「ふれあい 感動」が宙に浮いたものではなく、やはり足元からしっかりと築き上げられているものであるということに立っての基本計画であることが、どの段階でも読み取れることがとても大事だと感じました。

そういう観点から少し気になったのが、確かに、これまでのご意見はそういう各段階において、もう少しこうすればという心配やもう少し確実なものという気遣いからのご意見だったと思います。同じような形で、こちらの基本計画総論の14ページ、第5の事業・施策の実施で、「「ふれあい 感動」を進める取り組みは、次の方向性を考えています。」ということで、四つぐらい挙げられています。この部分に関して、例えば緑とか水とか、環境問題に関しては、項目が明確だと思うのですが、やはり、基本的なところから積み上げていって、「ふれあい 感動」までであるということに関して言えば、ちょっと緑、親水、環境問題が明確であるのに対して、あとの全部がこの多世代ふれあいの推進で引き受けることができるのかどうか少し気になりました。今の安全・安心のお話とか、例えばいろいろな歴史的な、例えば文化的な環境に対して、歴史的な資産というか、道路とかだけではない歴史的な建造物も含めたものがかなり重要ではないかと思います。それで、文化とか歴史とか、安全・安心ももちろんのことですが、文化歴史に関する記述が、ちょっとこの多世代ふれあいの推進だけでは受けとめ切れていないと感じましたが、いかがでしょうか。

これは、何かほかでカバーできているからということなのでしょうか。

何か、西宮市は、文教住宅都市ということで、さらなる充実を計ることが言うまでもなくあると思うのですが、その中で、緑とか水とか、山があって、海があって、その保全も、他の自治体が行っていない取り組みまで実施してきたという誇りは、当然打ち出すべきだと思います。環境問題のところでも、私は、環境に関しては環境学習都市ということで少しかわらせていただいています、どちらかといえば、温暖化とかオゾン層とかの方がどうしてもわかりやすいし、身近な問題ということでとらえやすいことがあり、結構、文化、歴史というところがこぼれていくため、いつも危機感を感じています。やはり、多世代ふれあいの推進では、安全・安心のふれあいはすごく大事だと思うのです。もう一つは、西宮市に既にあるものを踏まえて、また生かして構築していこうという記述が、少しこの多世代ふれあいの推進あたりに入ればよいと思いました。やはり、「ふれあい 感動」までいくには、かなりのレベルアップ、段階制とレベル設定が必要だと思うので、「ふれあい 感動」を進める取り組みとしては、少しそういう文言がある方がいいと思いました。

都倉部会長 よろしいでしょうか。ここについて、ほかに何か。

新本総合企画局担当理事 ですから、今のお話の中で、ふれあいの方向性として特に挙げているのは、特にこの面で力を入れていきたいということです。黒田委員がおっしゃいますように、ここに挙げている方向性が「ふれあい 感動」に結びつくという趣旨では入れていません。むしろ、今おっしゃるような「ふれあい 感動」へ高まっていく、あるいは段階を踏んでいく過程としては、基本目標の9ページです。この中で、自主的な市民活動とか、子供の健やかな成長、あるいは地域で支え合う福祉など、安心・安全の確保、緑の保全や美しいまち並みの形成と、こういう活動に取り組んでいく中で、いうなら、自分で自己実現を図るというか、自分の取り組みをもっと積極的に、あるいは第三者にも働きかけていく。そういう中で、「ふれあい 感動」が生まれるという趣旨で書いています。今おっしゃいます具体的な取り組みから

「ふれあい 感動」は、一応ここに書いているつもりですが、それをより確かなものとするという表現をしています。ですから、ある意味で、もっと自主的に、積極的にこういうものに市民自身がかかわる中で、自分自身で、ああいいなという感動ができるまちですよという意味を書いており、決してこれは、第三者から与えられる感動ではなく、何かを聞いて感動するのではなくて、自分の取り組みを踏まえて、自分自身が感動するという趣旨で書いているものです。

黒田委員 要は、9ページのこのまちづくりの基本目標でいきますと、「さらに、今、人々は物質的な豊かさよりも心の豊かさを、成長・拡大より生活の質の向上を求めています。環境、景観、文化などが醸し出すまちの雰囲気、都市の変革といったものがまちづくりの重要な目標となっています。」のあたりが具体的に示されていくことだと思うのですが、そういうことがとりこぼれていないかという意見だと受け取らせていただきましたし、私もそう申し上げのです。

例えば、環境とか景観は、緑、水、そして環境問題ですね。だけれども、文化っていうのが意外と文教住宅都市ということなのですが、教育についても先ほど、ご意見がありました。文化というときに、歴史とか、最初に、西宮市の成り立ちがあり、今の都市景観なり文化がある。で、さらにそれを発展させようとしていくとときに、結構、この多世代ふれあいの推進というところにそれ以外のところが持たされるとすれば、ちょっと抽象的過ぎるのではないかと思いましたので、意見を述べました。

環境は環境、景観は景観としてそれぞれで受けていることからいうと、少し、文化・景観に関して、多世代ふれあいの推進の場がこういう場であるという部分も、すぐくふれあいの質を高めると思うのです。そういうことなのです。

例えば、環境学習都市のかかわりの中では、語り部だとか、西宮市の歴史を語り継いでいくような事業というか、グループ、活動とかもあったのですが、なかなか数値にならない。例えば平成20年から30年にかけてこういう数値目標になるということにはなりませんし、かといって緑や親水空間の中にも全部が全部取り込まれる部分では

ありません。やはり、確かに歴史的な町並みが延々と続くような場所はなくても、観光都市のようなところで少し触れられた程度ではないかと思うのです。別に、外の人たちを呼び込むという意味ではなく、地域の人たちの活動の場としても、歴史的な環境はすごくふれあいの場所として、緑や水だけではない大事な部分なのではないかと思います。結構そういうのが少しずつある分、大きくまとめて書いていくとこぼれてしまうのかなと思い意見を述べさせていただきました。

何かそれで、誤解を招くのでまずいとかであれば、もう私はお任せいたしますが、少し気になったので、述べさせていただきました。

中川副部長 今、実際、西宮は文教都市ですか。その辺が疑問です。

今おっしゃっている「ふれあい 感動」という表現と、文教住宅都市・西宮の整合性がいまひとつ感じられない。

新本総合企画局担当理事 ですから、文教住宅都市かどうかで言えば、我々は文教住宅都市であると思っています。ただ、それが例えば20年前の文教住宅都市の姿、いわゆるもっと緑地が多く、人口もそれほど多くない、建物もそれほど建っていない、そういう形の文教住宅都市もあるでしょうが、その後のいろんな社会経済状況変化の中で、市としても、いろんな魅力をつくってきたと。だから、今の形は、20年前と違う文教住宅都市としての魅力を持っていると。ただ、その中で、変わらないものは何かというときに、常に言われている文化環境とか教育環境とか、住宅環境です。それは、一定、今もあると我々は考えています。

ですから、社会経済状況の中で、それに対応した形で文教住宅都市としての魅力をどうすればもっと発揮できるのかと。端的な例で言いますと、いま都市型観光を一生懸命に進めようとしています。これは、文教住宅都市として、うちの観光資源を考えたときに、いわゆるいろんな歴史遺産とか文化遺産も含めて、そういうものも入れて、産業活動に結びつけることにより、文教住宅都市としての活力がまた出てくると考え、都市型産業をもっと進めなければいけないと考えています。

ですから、どういう形の文教住宅都市かは、やはり時代により変わって行き、それに応じた対応を、いうなら変化をみずからもしていくものが文教住宅都市であると。その中で、一部過去に比べると、例えば緑地が少なくなったという部分はあるかもしれませんが。あるいは高層建築物が多くなったという部分も、現象としてというか、状況としてあると思います。でもそれはそれで、今の阪神間における西宮の持つ文教住宅都市の形だと考えています。

神吉委員 中川委員さんの方から、本当に文教都市かと言われて、私は教育委員会に長くいましたので発言しにくいいため、先ほどの程度で止めたのですが、今度、全国一斉の学力のテストがありましたね。皆さん、西宮の実態をご存じですか。

新本総合企画局担当理事 いや、それは知りません。

都倉部会長 ちょっと、時間が大分過ぎたのですが。

もし、これからのことについてご意見がありましたら、このアンケート用紙というのか、意見書に書き込んでご提出ください

田村総合計画担当グループ長 これにつきましては、その方向なら、総会までにご提出いただきたいと考えています。総会が5日ですので、4日までに事務局の方へお願いします。

都倉部会長 ちょっと時間がないので、まだご意見もあろうと思いますが、そういうことで一つお願いいたします。

神吉委員 ちょっと1点だけ気になっています。この表現でいいのか、年金制度はよくわかりませんが、12ページ「あんしん・あんぜん」のところで、先ほどたくさん項目書かれてあるという四つ目、医療保険、医療費助成、年金制度の安定がありますね。今、年金制度が非常に厳しい目で社会保険庁の問題が出ている中、市としてこの年金制度の安定と書けば、私も65歳を超えているので非常にうれしい話ですが、この年金制度の安定を書かれていいのかと気になりました。

森池委員 市独自でできないですね。

新本総合企画局担当理事 いや、これは市独自ではできません。国の制度を運用するわけですから。

神吉委員 できないことでしょうか。できないことを安定と書かれているのでね。そしたら何かそのフォローするという話になってくると思います。老婆心ですが。

都倉部会長 そうしたら、今後の予定について事務局からお願いします。

田村総合計画担当グループ長 これからの予定は、明日、午後に正副会長・部会長会が開催されます。そして、当初6日でご案内しましたが、別途、通知しましたように、総会は5日の9時半ということで、申しわけありませんが、その日程でお願いします。9時半から東館の801・802会議室で開催します。

先ほども言いましたように、もし意見書を出される場合は、11月4日までに事務局の方に提出をお願いします。

都倉部会長 そうしたら、長い間のご審議ありがとうございました。これもちまして終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。

(終 了)